

年金の受給資格期間が10年に短縮されました

▷問い合わせ先＝一関年金事務所(☎0191②4246)／国保年金課国民年金係(☎内線145・146)

平成29年8月1日から、老齢年金を受け取るための資格期間(※)が10年以上に短縮されます。

対象者には、下表の日程で、日本年金機構から「年金請求書」が送付されますので、年金事務所です手続きをしてください。

※「資格期間」とは、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合などの加入期間を含む)と国民年金保険料免除期間などを合算した期間のことです。

■年金請求書の送付日程

対象者の生年月日など	請求書送付時期
大正15年4月2日～昭和17年4月1日	平成29年2月下旬～3月下旬
昭和17年4月2日～昭和23年4月1日	平成29年3月下旬～4月下旬
昭和23年4月2日～昭和26年7月1日	平成29年4月下旬～5月下旬
昭和26年7月2日～昭和30年8月1日【男性】	平成29年5月下旬～6月下旬
昭和26年7月2日～昭和30年10月1日【女性】	
昭和30年10月2日～昭和32年8月1日【女性】	平成29年6月下旬～7月上旬
大正15年4月1日以前に生まれた人(旧法対象者)	
共済組合などの加入期間がある人	

▷資格期間の変更

- ・平成29年7月31日以前＝25年間
- ・平成29年8月1日以降＝10年間

▷手続き先＝最寄りの年金事務所

※全ての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の人(本人が国民年金保険料を納付していた人)は、市役所本庁国保年金課で手続きすることができます。



犬の適正な飼育にご協力ください

▷問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線125)

ペットは、人に安らぎをもたらす、暮らしを豊かにします。

しかし、近年はペットに関する苦情が増加しています。飼い犬に関する苦情の多くは、一部の飼い主によるふんの放置などのマナー違反です。

犬を飼育している人は、犬も飼い主も近隣の人も気持ちよく過ごせるよう、法律やマナーを守り、愛情と責任を持って適正な飼育を心掛けましょう。



■散歩中のふんの始末

散歩中の犬のふんは、飼い主が必ず責任を持って処理してください。ふんを放置することは、岩手県条例に違反します。

■放し飼いの禁止

犬はつなぎ留めて飼育し、散歩の際は、ひもやリードをつけましょう。

■無駄ぼえの防止

散歩をさせてストレスがたまらないようにし、適切なしつけをしましょう。

■狂犬病予防法に基づいた手続き

犬の飼育には、市への飼犬登録(一生に1度)と狂犬病予防注射(年1回)が必要です。また、飼い主の変更、犬の所在地の変更や死亡に関しても届出が必要です。

飼い犬には登録と狂犬病予防注射を～春季狂犬病予防集合注射を実施します～

▷問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線125)／三陸支所(☎内線7102)

狂犬病予防法により、犬の飼い主には、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

市では、岩手県獣医師会遠野支会と協力して、春季狂犬病予防集合注射を実施しますので、この機会に受けてください。

▷対象＝生後91日以上の飼い犬

※市に登録している犬の飼い主には、案内はがきを送付します。

▷日程＝右表のとおり

※雨天でも実施します。

※各会場とも、対象地域は指定していませんので、都合のよい時間・会場を選び、注射を受けてください。

▷持参するもの＝案内はがき、注射料金(下表のとおり)

狂犬病予防注射料金表

	初めて登録する犬	登録済みの犬
登録手数料	3,000円	—
注射料	2,550円	2,550円
注射済票 交付手数料	550円	550円
合計	6,100円	3,100円

▷その他

・犬が興奮して暴れることがありますので、会場には、飼い犬を押さえられる人がお越しく下さい。

・案内はがきが届いた場合でも、対象の飼い犬が1カ月以内にほかの予防注射を受けているときは、今回の予防注射を受けられません。

・犬のふんは、飼い主が責任をもって処理してください。

・期間中に予防注射を受けられなかった場合は、動物病院などで必ず注射を受け、市役所本庁、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所のいずれかで、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

・市では、訪問注射は実施していません。

狂犬病予防注射の日程

期日	町名	会場	時間
4月17日(月)	大船渡町	下船渡公園	9:15～9:40
		下平公園	9:45～9:55
		南笹崎公園	10:05～10:25
		大船渡地区公民館	10:35～10:55
		台町公園	11:05～11:25
		地ノ森公園	11:30～11:40
盛町	リアスホール駐車場	13:15～13:45	
	カメラアホール駐車場(盛駅裏)	13:55～14:20	
猪川町	しんしん館	14:30～15:00	
	下富岡公民館	15:10～15:30	
	猪川地区公民館	15:40～16:00	
4月18日(火)	三陸町綾里	小路公民館	9:15～9:20
		石浜公民館	9:25～9:35
		田浜はまゆり会館跡地	9:40～9:55
		港消防屯所前	10:05～10:15
		野形消防屯所前	10:20～10:35
		綾姫ホール	10:40～10:55
		漁村センター	13:15～13:25
		砂子浜バス停前	13:40～13:45
4月19日(水)	三陸町吉浜	根白消防屯所前	9:15～9:20
		扇洞公民館	9:25～9:40
		三陸鉄道吉浜駅前駐車場	9:45～10:00
		大野公民館	10:10～10:20
	三陸町越喜来	鈴木春雄さん宅前	10:40～10:50
		三陸公民館	11:00～11:35
		泊公民館	13:15～13:20
		上甫嶺旧バス停前	13:30～13:40
		甫嶺駅	13:45～14:05
		下山旧集会所跡地付近	14:25～14:30
4月20日(木)	末崎町	仲崎浜応急仮設住宅跡地	14:40～15:00
		碓石海岸レストハウス	10:00～10:25
	赤崎町	ふるさとセンター	10:35～11:10
		船河原公民館	11:20～11:35
		上三区消防センター	13:15～13:40
		後ノ入公民館	13:50～14:10
		漁村センター	14:15～14:30
		永浜消防屯所跡地	14:35～14:45
		清水地域公民館跡地	14:50～15:00
		蛸ノ浦地区公民館	15:05～15:15
長崎消防屯所	15:25～15:35		
4月21日(金)	日頃市町	旧合足公民館跡地	15:45～15:55
		坂本沢公民館	9:15～9:25
		田代屋敷公民館	9:35～9:45
		日頃市地区公民館	9:55～10:10
		鷹生公民館	10:20～10:30
	立根町	小通活性化施設	10:50～11:00
		長安寺公民館	11:10～11:20
		五葉神社境内	13:15～13:45
		立根生活改善センター	13:55～14:15
		菅生公民館	14:25～14:45